

令和3年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

令和3年3月23日  
午前9時30分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	岡田 光代
--------	-------	----	-------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面卷 昭男
まちづくり政策課長	本庄 徳光	財政課長	福居 哲也
住民生活部長	加藤 恵三	長寿福祉課長	中原 潤
国保医療課長	安藤 晴康	健康対策課長	北 典子
都市建設部長	上田 俊雄	上下水道課長	猪川 恭弘
会計管理者	黒崎 益範	教育次長	栗本 公生

---

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算審査特別委員長報告について

日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 1号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

追加日程 2. 発議第 2号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） 改めまして、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。去る3月11日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について（1）認定第1号 町道認定について。法隆寺西2丁目・阿波2丁目・服部2丁目の開発道路3路線を町道に認定することについて、資料により説明がありました。

認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについて。いかるがパークウェイの整備では、三室・紅葉ヶ丘区間は、引き続き三室交差点から東の側道などの工事が順次行われていること、五百井・興留区間は、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められ、埋蔵文化財の発掘調査も2月に終了したことが報告されました。以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、（1）議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、当委員会所管に関する事項について説明を受けました。委員より、本年度で事業が終わらないで減額になった事業に、新年度でも補助金が出るのか等、質疑があり、理事者より答弁されております。

（2）県事業（富雄川護岸工事）について。高安地区の業平橋と旧業平橋の間に存在する茶の前井堰下流部において、井堰の段差により川底が洗堀されていることから、約60cmから2m程度の改良土を川底に引きならす工事と、右岸の堤防のブロック根固め工事を実施されるとの情報提供があり、工事は3月15日から始まり、4月末完了を予定しているという報告がありました。委員より、護岸工事により水位がまた上がる心配

はないのか等、若干の質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（３）斑鳩町都市計画マスタープランの改定について。今後は、本計画の本編及び概要版の印刷を行い、その後、都市計画法の規定に基づき、新たな計画を定めた旨、奈良県へ通知すると報告がありました。

次に、（４）公共下水道事業に関することについて。公共下水道工事の令和２年度整備延長は約２．８km、整備面積は５．７haとなっており、公共下水道接続申請状況では令和３年２月末で１６０件の申請を受け、接続率は７２．９％であるとの報告を受けました。また、補助事業の実施に伴う契約差金や清算により、公共下水道事業全体として１，５７１万６，７６０円の社会資本整備交付金額を下回ったため、この額を翌年度に繰り越して使用することです。委員より、下水道事業計画図の供用開始区域の場所等について若干の質疑があり、理事者より答弁されております。

最後に、防災ハザードマップについて。奈良県において、富雄川及び竜田川の浸水想定区域の見直しが行われたこと、防災重点ため池が追加されたことに伴い、内容の更新を行い、４月号広報にはさみ込みにより周知させていただくとの報告がありました。

次に、４．その他について。委員より、以前、無許可でソーラーパネルを設置した事案の指導等について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理しますので、ご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１１番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱真理子君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。３月１５日全委員出席のもと、厚生常任委員会を開催しましたので、その概要を報告させていただきます。

まず、本会議で当委員会に付託されました８議案については、審議の結果、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

はじめに、（１）議案第２号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。国民健康保険の県単位化に伴い、令和６年度の国民健康保険税率の統一化に

向けた税率改定を行うとともに、国民健康保険税の減免基準について統一化を行うことから、所要の改正を行うものです。委員より、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の状況について質問があり、理事者より答弁されております。

次に、（２）議案第３号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてです。第８期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、保険料率の改定等を行うものです。第８期の保険料額は、第７期の基準額より２９０円ふえて、年額６１，６８０円となり、約０．４７％の値上げとなります。委員より、令和２年度の決算見込みについて、保険料値上げの理由について等の質問があり、理事者より答弁されております。

次に、（３）議案第４号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、（４）議案第５号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、

（５）議案第６号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、（６）議案第７号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも当該条例の規定事項にかかる国の基準が改正され、令和３年４月１日から施行されることに伴い、それぞれの条例において所要の改正を行うものです。委員より、義務事項の確認方法についての質疑や、高齢者虐待や認知症理解にかかる全国的な課題について意見がありました。

次に、（７）議案第１０号 令和２年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてです。保険事業勘定の歳入歳出の総額に９千円を追加し、２６億５，３５５万３千円とするものです。介護保険給付費準備基金の運用利息額の確定に伴う基金積立金に係る補正です。

次に、（８）議案第１１号 令和２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてです。歳入歳出予算の総額に１０３万９千円を追加し、４億９，１０２万５千円とするものです。令和２年度保険基盤安定負担金の確定に伴う一般会計からの繰り入れと、後期高齢者医療広域連合納付金に係る補正です。

次に、２．継続審査について。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。２月に開催された、奈良市、大和郡山市との合同勉強会について報告されました。奈良市が、計画段階環境配慮書及び計画段階環境配慮書要約書を作成し、関係市に縦覧に供していること、建設予定地地元自治会や地権者に情報提供等を行っているとのこと。また、３市町で組み直したコストシミュレーションが示されましたが、

当初の5市町でのシミュレーションを3市町に縮小変更したものに過ぎなかったことなどが報告されました。継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3. 各課報告事項についてです。(1) 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)について、保育所の感染防止対策に必要な費用など、住民生活部が所管する内容について報告されました。委員より、次年度への繰り越し事項について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、(2) 新型コロナウイルスワクチン接種について、接種をすみやかに行えるよう、体制整備をすすめており、町民からの問合せに対応するため、3月15日から「斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口」を開設したと報告がありました。

次に(3) 生駒郡地域外来検査センターの閉鎖について、令和3年1月6日から、生駒郡4町で運用していたPCR検査センターについて、令和3年3月末で閉鎖することです。

次に、(4) 斑鳩町障害者福祉計画・第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画(案)について、国の基本指針に基づき、障がいのある人を対象としたアンケート調査やパブリックコメント、各種福祉サービスの実績等をふまえ、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会において審議され、取りまとめたと報告がありました。

次に、(5) 第8期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について、法令に基づき、斑鳩町の介護保険事業の運営方針やサービス量・事業量の見込み、確保策、高齢者福祉に関する取り組みについて、アンケート調査、パブリックコメントをふまえ、介護保険運営協議会において審議され、取りまとめたと報告がありました。

次に、(6) 斑鳩町一般廃棄物処理基本計画(案)について、法令に基づき、本町のごみ減量化や資源化、適性処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となる計画を、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会において審議され、取りまとめたと報告がありました。委員より、し尿及び浄化槽の保守点検について質疑があり、理事者より答弁されております。

この他、福祉子ども課より、令和3年度保育所の待機児童数について、長寿福祉課より、斑鳩町高齢者優待券I C O C Aカードへのチャージを行うコンビニエンスストアに、ローソンの2店舗も参加されることになったことについて、健康対策課より、一般不妊治療・不育治療費の助成の拡充について、報告がありました。委員より、待機児童を出さないための方策について質疑があり、理事者より答弁されております。

最後に、その他について、委員にお聞きしたところ、鳩水園の運営について質問があり、理事者より答弁されております。以上が厚生常任委員会の概要であります。

詳細につきましては、議事録に記載いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、3月16日に開催しました、総務常任委員会の審査の概要について報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました4議案についてですが、すべて満場一致で可決すべきものと決しましたことを最初に報告いたします。

まず、議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、中学校施設の開放について、斑鳩南中学校サブグラウンドの管理について、エアコン使用の時間について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第8号 権利の放棄について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、呉竹荘全体の経営状況について、次年度以降の減免等の対応について、令和5年度の開業の具体性とスケジュールについて、町と呉竹荘との状況確認の体制について、なぜ呉竹荘だけ免除するのか、いつごろから権利の放棄という話が出てきたのか、この間の経緯について、条件付きの対応はできなかったのか、なぜもっと早くに議会に説明できなかったのか、ホテル開業前と開業後の違いに対する町の認識について、令和5年度のオープンに対する町の認識について、観光客の激減は想定できたのではないか等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、雑収入160万円について、賃貸料収入に対する今後の動向と町の見解について、担当常任委員会に必ず相談していただきたいとの質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第18号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、理事者の説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、葛城広域行政事務組合の活動内容と当町への影響について質

疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、本会議から付託を受けた議案の審査を終わりました。

次に、継続審査である斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、斑鳩町文化財活用センターの運営について、斑鳩考古学検定は、14人の参加、こども勾玉づくり教室は、22組43人の参加があったとのことです。

次に、発掘調査について、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査については、2月19日をもって調査が終了。調査成果として、中世末頃から近世頃のものと思われる瓦管が連結した溝が検出された以外には、顕著な遺構、遺物はなかったとのことです。このことにより、中断していた中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査を再開しており、3月末までに調査を終える予定で進めているとのことです。

次に、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度の春季の特別公開については、昨年と同様に中止することとなりました。

次に、奈良大学と共同で進めていた龍田北1丁目に所在する甲塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査については、3月11日をもって終了。今回の調査において、特に顕著な調査成果はなかったとのことです。委員からの質疑等はありませんでした。継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてですが、町より10件の報告を受けました。

まず1点目として、第5次斑鳩町総合計画前期実施計画（案）について、資料に基づき報告を受けました。質疑等はありませんでした。

次に2点目として、斑鳩町国土強靱化地域計画（案）について、資料に基づき報告を受けました。若干の質疑、応答がありました。

次に3点目として、斑鳩町公共施設等総合管理計画（個別施設計画）（案）について、資料に基づき報告を受けました。委員より、個別施設計画の策定について、パブリックコメント等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に4点目として、GIGAスクール構想に伴う町立学校ICT環境整備の進捗状況について、資料に基づき報告を受けました。委員より、インターネット環境整備に伴う保護者負担等について、インターネットのセキュリティについて、実施の時期について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に5点目として、地域避難所の開設及び運営に関する協定の締結について、資料に



基づき報告を受けました。委員より、非自治会員への対応について、分散避難に対する町の考え方について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に6点目として、東京2020オリンピック聖火リレーの実施について、資料に基づき報告を受けました。委員より、観覧の周知について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に7点目として、第12投票所の変更について、神南自治会において、選挙管理委員会では、これまで第12投票所として、現在の神南公民館を指定してきたが、新しい公民館の整備の完了及び自治会の同意を得たことを受け、本年4月以後、執行する予定の選挙に関しては、第12投票所については、原則として、新たな神南公民館を投票所として指定していく方針であるとの報告がありました。質疑等はありませんでした。

次に8点目として、防災ハザードマップの改訂について、県管理河川である富雄川及び竜田川の浸水想定区域の見直し及び防災重点ため池の追加に伴い、改訂を進めてきた防災ハザードマップの見直し作業が完了し、現在、印刷を行っており、この防災ハザードマップについては、本年4月1日号広報に、はさみ込みにより、町内全世帯に配布するほか、町ホームページにデータを掲載し、周知を図っていくとの報告がありました。質疑等はありませんでした。

次に9点目として、遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定の締結について、遺言代用信託とは、申込者が生前に相続財産の一部を信託し、相続人をあらかじめ指定することによって、遺言書の作成や相続手続きを行うことなく、亡くなられた際に、指定された相続人が葬儀費用等の一時金などをすみやかに受け取ることができるのですが、本年1月に株式会社南都銀行において、この遺言代用信託を活用し、相続財産の一部を、亡くなられた際に、指定自治体に寄附できる新たな商品の取扱いを開始しており、このたび、寄附の指定先として本町を追加し、寄附推進による地域貢献を、連携して図りたい旨の申し出があり、本年4月1日に協定を締結し、寄附の受け入れ体制を整える方向ですすすめているところであるとの報告がありました。質疑等はありませんでした。

次に10点目として、新修町史編さん作業の遅れ及び上巻発刊の延期について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、調査活動の中断や先送りを余儀なくされ、調査・執筆活動スケジュールに大きな遅れが生じており、上巻の発行が延期となること。また、あわせて町史編さん印刷業務委託についても令和3年度に繰り越しとなるとの報告がありました。

以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、委員より、公共施設のインターネット予約について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、その他についても終わり、最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（坂口徹君） 次に、日程４．予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

５番、伴委員長。

○予算審査特別委員長（伴吉晴君） 予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会初日、本会議から付託を受けました、議案第１２号 令和３年度斑鳩町一般会計予算について、議案第１３号から議案第１７号までの令和３年度各特別会計・企業会計予算についての６議案を、去る３月８日から１０日の３日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告いたします。

まず、一般会計予算全体と一般会計歳入について説明を受けた後、各部ごとに、一般会計歳出、特別会計、企業会計について説明を受け、質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。

なお、後ほど会議録に整理させていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第１４号 令和３年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。その他の５議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。なお、討論となった議案第１４号について、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。

理事者の皆さまには、予算審査特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、予算審査特別委員長の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

令和3年度は、介護保険第8期の計画がスタートする年度であり、新たな計画の策定のなかで必要な給付費見込みに相当する保険料の見直しが行われます。その結果、基準となる第5段階で年間290円の値上げが行われ、少額ではありますが65歳以上の第1号被保険者はすべて負担増となります。今回の改定では、第7期計画で積みあげた基金3億1千万円のうち2億4千万円取り崩し、保険料値上げ抑制のために活用されていますが、残りの7千万円はそのまま第8期計画に引き継がれることとなります。

今回の料金改定によって値上げとなる第8期計画の3年間で保険料はおよそ5千万円

の増収となる見込みです。つまり引き継がれる基金 7 千万円のうち 5 千万円を取り崩せば、今回は値上げをせずにすんだということになります。

現在、コロナ禍のもとで、被保険者のみなさんが経済的にも厳しい状況におかれており、全国の自治体では本来であれば値上げとなるところでも、コロナ禍の状況を鑑み値上げを行わないという対応をされているところが多々みられます。当町でも同様の対応をすべきなのではないでしょうか。また、介護保険制度がスタートし、ちょうど 20 年という節目の年となりますが、制度創設当初と比べ、65 歳以上の 1 号被保険者の介護保険料はおよそ 2 倍に引きあがっており、年金は減り続ける一方で介護保険料の負担は増え続けるという現状に、高齢者のみなさんから悲鳴があがっています。保険給付費の約 2 割、22% を 1 号被保険者が賄うという制度になっており、高齢化が進み利用者が増えれば増えるほど保険料が上がる仕組みになっている制度そのものが問題であることは、制度発足当初から指摘をしてきました。さらに、保険料だけの問題ではなく、今、介護保険制度のあり方そのものが強く問われてきています。当初の目的であった高齢者の介護を社会全体で支えていく、いわゆる家族介護の解消というのが介護保険最大の目的でしたが、実際にそうなっているのでしょうか。自宅での介護を余儀なくされるケースが増え、老々介護という言葉が表すように、高齢者が高齢者を介護しなければならない状況に陥っているのが現状ではないでしょうか。その背景には、さまざまな問題がありますが、最も大きな点は、この間の政府による社会保障費削減路線の影響です。さらにコロナ禍によって打撃を受けている現状にも対応するため、ケアに手厚い社会を目指し、政府の責任で医療・介護などケア労働に関わる人々の待遇の抜本的改善と社会保障削減政策を中止し、拡充への抜本的な転換をはかり、介護保険においては、制度を根幹から見直すよう町からも国に強く声をあげていただくことを強く要望いたします。

以上のことから、議案第 3 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については反対の立場であることを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

2 番、齋藤議員。

○2 番（齋藤文夫君） 議案第 3 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の本条例の改正は、介護保険料の改正が主なものであり、第 7 期の保険料と比較し基準額において年額 290 円の値上げとなっていますので、確かに高齢者の方々に負

担増をお願いするものであります。

しかし、後期高齢者の増加を背景に、介護給付の増大はやむを得ないと考える状況のなかで、この保険料の改正幅に留まっていることにつきましては、介護給付費準備基金からの基金取り崩しや、介護予防事業はじめ以前から取り組まれています地域包括システムの構築にかかる事業の成果が徐々に出てきているからではないかと考えます。

また、町におかれましても、可能な限り保険料の上昇幅を抑制するため、低所得者に配慮した保険料設定や低所得者対策補助金などの繰り入れなどをされております。

また、介護保険制度は、40歳から65歳までの第2号被保険者の保険料や、税を原資とする公費も投入されており、高齢者の方の負担だけではなく、すべての世代で高齢者を支えている制度であることも決して忘れてはならないと考えるところであります。

町には、安定的な介護保険の運営と、高齢者の方が安心して暮らしていける地域づくりに、一層、努力していただくことを強く要望し、私の賛成意見といたします。

議員の皆さまには、何卒ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第3号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第4号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 権利の放棄については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第8号 権利の放棄についての反対意見を述べます。

斑鳩町に建設予定のマルシェ・宿泊施設の用地にかかる借地賃貸料、令和2年度分1,815万6千円を請求しないというのがこの権利の放棄の内容でございます。町がその理由としてあげているのは、契約者の経営安定化の支援を行うということです。新型コロナウイルス感染拡大により建設・開業が予定どおり進まず、今後の見通しが立たない深刻な状況にあることについては、何らかの支援が必要であると考えます。しかし、同じように経営の危機に面している業者が多数おられる現実を目を向けると、そのすべてに、同じように支援を実施することは、町の現状では不可能ではないでしょうか。町の収入減は町民の税金で賄われることであり、先程申しあげた経営難の業者からの税でも

あります。特定の業者の要求どおりの全額を支援することに対して、町民の理解を得ることはできないと私は考えます。

以上の理由から本議案に対して反対いたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議案第8号 権利の放棄について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

この議案は、株式会社呉竹荘の令和2年度の土地賃貸料を権利放棄するという、当町にとって重要な議案です。本来、契約に定める賃貸料を放棄することは、民法上の信義則の原則からも、なかなか難しいことだと認識しております。しかし、今回は新型コロナウイルスが世界規模で感染拡大し、そのことで観光業が大打撃を受け、当町の法隆寺観光自動車駐車場の利用者が激減したことが原因となった、だれもが避けることができない特別が重なり合った事案でございます。具体的には、誰が経営していても駐車場の利用者の減少を止めることができなかつたということです。

また、ホテル事業の準備段階でのタイミングで起こったもので、一般的に言われているような、行っている事業がうまくいかなくて賃料を考慮してほしいと上申されたものではないということでもあります。

そして、当町として、今後の斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業を勘案すると、将来の町の活性化や良い町のイメージの継続、財政的にも長期的な収益が見込まれることが挙げられます。今後は、ホテル建設をすみやかに実現することにするのと、進捗状況を議会に相談、報告いただくことを強くお願いいたしまして、賛成意見といたします。

議員皆様のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第8号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてをお諮

りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第14号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、議案第14号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての反対意見を述べます。

これまでも、本会計について反対をしてまいりました。それは、住民の費用負担の増加が最も大きな理由でありました。40歳から生を終えるまで納付し、一定の年金収入からは天引きで納付する。また、介護サービスを利用すれば本人の負担金があります。介護報酬＝介護事業者のサービスの単価を上げると本人の負担も上がります。

通所サービスや施設入所等のサービスを利用すると、介護保険外の負担も発生します。本人の生活維持が困難になるだけでなく、家族の負担も過重となってまいります。介護保険料を納付しなければ、制度は成り立ちません。しかし、自助を強引に求めるのではなく、公助を拡充することが肝要ではないでしょうか。福祉に使うという名目で消費税の導入や増税を続けてきたのですから、国民の危機を救うために、負担増ではなく、今こそ公助を発揮すべきではないでしょうか。

私は以上のことから、この議案については反対でございます。

議員の皆様のご賛同をいただきますようお願いを申しあげて、反対意見を終わります。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議案第14号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度の本特別会計予算は、新たな第8期介護保険事業計画に基づく保険給付や地域支援事業の推計量をもとに計上されたものであります。団塊の世代の方が後期高齢者となりつつあり、介護サービスを受けられる方やサービスを提供する事業者もふえるといった背景があるなか、その介護給付の推計量は、介護保険運営協議会において慎重に審議され、前計画から約9.2%の増加となっております。このことから、本特別会計の予算規模は必然的に前年度を上回ることとなりますが、そのなかで必要な経費が計上され、また、歳入についても、関係法令等に基づいて適正に計上されたものと考えると

ころであります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たに、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施事業や、短期集中的にリハビリを行う予防事業など、その実現に向けた事業を積極的に取り入れた予算となっており、安定した介護保険運営を行うための適正な予算であると考えます。

保険料の関係については、介護給付費準備基金の取り崩しや、国が示す保険料段階を細分化し、引き続き低所得者に配慮した斑鳩町独自の保険料も設定しており、保険料の上昇を抑えるよう努力もされております。

町におかれては、必要な人が必要なサービスを受けることができる、安心できる介護保険の運営にさらに努めていただくことを切にお願いし、私の賛成意見といたします。

議員皆さまには、何卒ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第14号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第18号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程2. 発議第2号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） それでは、発議第1号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月23日提出

議会運営委員会

委員長 嶋田 善行

それでは、要旨の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するため、所要の改正を行うものです。

1. 改正内容、（1）欠席の届出（第2条の改正規定）第1項において育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、第2項において出産に係る産前・産後の欠席期間を規定する。（2）その他条文整理等所要の改正。

2. 施行期日、公布の日から施行します。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程2. 発議第2号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、発議第2号の提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第2号

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに

関する意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月23日提出

議 会 議 員

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

続きまして、意見書を朗読させていただきます。理由とさせていただきます。

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書

国民健康保険制度は、日本の「国民皆保険」を支え、自営業や無職、低所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、国は2018年度から国保の都道府県単位化を行い、また、奈良県を含む7つの道府県では保険料の統一化を決めました。2018年度から6年かけて保険料はほとんどの市町村で引きあがる計画となっています。その中で新型コロナウイルスの感染拡大が起きました。国民健康保険の被保険者の約半数は非正規労働者、フリーランス、自営業者で、コロナ禍の影響を大きく受けています。ただでさえ高い保険料を支払えず滞納世帯が増えている現状の上に、このコロナ禍の中で多くの非正規労働者の収入はダウンしており、この状況で当初の予定通り国民健康保険料を引き上げることは更なる滞納者を生み出すこととなります。

2020年11月19日には奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年度からの運営方針が改定されました。その中では、①保険料の計算に使用する収納率を、これまでの納付実績による算定から「一律化」（市97%町村99%）に変更、②「財産調査、差し押さえ、タイヤロックなどを積極的に」とする収納対策強化マニュアル作成、長期間の少額分納を禁止し、原則1年以内の分納へ。短期保険証は原則1か月とする、③保険料・一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自策を認めない、ということも明記されています。滞納者に対する短期保険証、資格証明書の発行は、医療が受け

られない方の増加につながりかねず命にかかわる問題です。そもそも県統一化の時に保険料の徴収業務については市町村が担うこととなったはずです。県からの徴収強化押し付けは中止し、各市町村が行っていた独自減免も認めるべきです。

つきましては、来年度に向けて以下の点について強く要望いたします。

#### 記

1. 2021年度国民健康保険料（税）をコロナ対策の一環として引き下げ、2024年までに統一保険料にするという計画については見直すこと。
  2. 高すぎる国保料を改善するため、国保財政の国庫負担の大幅増額を要請すること。
  3. 国に対して、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）を廃止するように求めること。県独自にも財政措置を講じて範囲を広げて（小学校卒業まで・全額）補助できるようにすること。
  4. 露骨な徴収強化による非人道的なやり方を市町村に押し付けることはしないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月23日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 発議第2号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは、国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

国民皆保険を堅持していくための国による制度改革を受け、奈良県では平成30年度から県が主体となり、国民健康保険の運営が行われており、斑鳩町を含む県内全市町村の少子高齢化の現状や医療給付の状況、また各市町村の国保財政の状況等を総合的に見るなかで、国民健康保険運営方針を定められています。その中間見直しでは、被保険者の負担を抑制するための収納率の設定の見直しなどが行われ、また令和6年度の保険料水準は必要に応じて見直すこととされています。また、あわせて保険料徴収の適正化、保険給付の適正化、医療費の適正化により、安定的な財政運営と効率的な事業運営に取り組むとされています。

一方、市町村においては、この運営方針のもと、地域で国保業務や保健事業を実施し、

奈良県と連携しながら国保制度の安定的な運営に努めることが求められています。

将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、この意見書の提出は必要ないものとして反対するものであります。

議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第2号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書にもありますように、2018年4月から国民健康保険制度が県単位化され、県と市町村がどちらも保険者となり、この3年間運営が行われてきました。これまではそれぞれの自治体で見込まれる医療費をもとに保険税（料）が算出され決定されてきましたが、県単位化によって市町村ばらばらではなく、県全体で発生する医療費に対し、県がそれぞれの市町村に納付金を割りあてるという方式にかわりました。さらに、県は県単位化から6年後の2024年に県下市町村の保険料率を統一するとし、統一保険料率を発表し、各自治体にそれに沿った形での保険料率の改定を求めてきています。

今年度は、ちょうどその中間点である3年目の年であり、当町でも、この県が示す統一保険料率に近づけるための保険税改定が行われています。今回の当町の保険税改定自体は悪いものではありませんが、これまで国民健康保険税（料）というのは、その自治体の議会に諮って各自治体が独自に決定してきました。当町でも、これまで被保険者の負担をできるだけ少なくするという観点から、一般会計からの繰り入れを行うなど、さまざまな対策を行ってきました。また、近隣の自治体では、子どもがいる世帯の均等割りを減免するなど、その自治体の考え方にもとづいた独自の運営が行われてきましたが、県は、市町村独自の減免施策や一般会計から国保会計への繰り入れを原則禁止するなど、市町村の裁量を奪い、被保険者の負担増につながるようなかたちで、統制を行おうとしています。この点については、制度移行時からずっと党派を問わず県下の市町村議会議員から怒りの声があがっており、県は、まずこの姿勢を改めるよう強く求めておきたいと思います。さらに、さきの一般質問でもとりあげてきましたように、昨年、県が奈良県国民健康保険運営方針の中間見直しについてを発表しましたが、意見書にありますように、保険料の計算に使用する収納率を、これまでの納付実績による算定から一律化、市97%町村99%に変更する、財産調査、差し押さえ、タイヤロックなどを積極的にとする収納対策強化マニュアルの作成。長期間の少額分納を禁止し、原則1年以内の分

納へ。短期保険証は原則1か月とする、さらに、さきほども例をあげましたが、保険料・一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自策を認めないなどが明記されています。国保税（料）については、世帯収入の2割を超えるような高すぎて払えないという現状があるなかで、罰則的な対応を厳しくしたところで、保険税（料）が払えるようになるわけではありません。滞納者に対する短期保険証、資格証明書の発行は、医療が受けられない方の増加につながりかねず、本当に命にかかわる問題です。

今回、予算審査のなかで、県の一般会計から市町村を経由して国保会計への繰り入れがおこなわれるなど、県が認識を改めてくれたのか、これまでにはなかった対応が確認できたことは非常に喜ばしいことだと考えますが、この中間見直しにみられる県の対応は、明らかに被保険者を苦しめる時代に逆行した対応であり、そうではなく、国民皆保険を堅持するという立場から、そのもっとも弱い立場の人たちの受け皿となっている国民健康保険制度の充実・改善に向けて、国に声をあげながら県としてできる更なる財政支援を強めていただきたいと思います。

そうしたことから、住民に最も身近な市町村議会から、きちんと県に対してその声をあげていくため、この意見書を採択すべきだと考えます。

以上で、この意見書に対する私の賛成意見とさせていただきます。

議員みなさまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（坂口徹君） 起立少数であります。

よって、発議第2号については、賛成少数で否決されました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

次に、日程 6．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和 3 年第 1 回斑鳩町議会定例会の閉会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町立学校の体育館施設の開放に関する条例についてなど、38 議案を提出させていただきましたところ、議員皆様には終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により、原案どおりご承認賜りましたことに対し、深く感謝を申しあげるとともに、厚くお礼を申しあげます。

ご承認いただきました、令和 3 年度予算につきましては、「『和』で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩」をまちづくりのテーマに掲げた、第 5 次斑鳩町総合計画による新しい斑鳩づくりのため、職員ともども一丸となり、和の精神で諸施策の推進にとりくんでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制のため、待ち望まれておりますワクチン接種につきましては、現在 3 月 1 日に立ち上げました、斑鳩町新型コロナウイルス

ワクチン接種推進本部を中心として、鋭意準備作業を行っているところでございます。

住民皆様の安全安心のため、1日でも早く接種を開始できるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員皆様方におかれましては、ご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

春分も過ぎ、温かくなってまいりましたが、まだまだ天候不順の日もございます。議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。本定例会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 議長（坂口徹君） これをもって、令和3年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでした。

（午前10時46分 閉会）